

兵庫県公報

令和4年1月28日 金曜日 第280号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更（同）	4
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	4
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	4
○ 阪神間都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園緑地課）	5
公 告	
○ 落札者等の公示（管財課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	7
警察本部公告	
○ 入札公告	9

告 示

兵庫県告示第101号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区八井谷字高見山710の2（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第102号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町小代区佐坊字横尾474の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第103号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町猪ノ爪字サコ166の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第104号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量(3級基準点測量)
- 2 作業期間
令和3年12月20日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
西脇市中畑町及び住吉町地内

兵庫県告示第105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年12月16日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
養父市大藪地内

兵庫県告示第106号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和3年12月13日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域
西宮市枝川町地内

兵庫県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年1月28日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年1月28日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 久畑香呂線	姫路市香寺町恒屋字蔵ノ下1536番1から 同市香寺町恒屋字宮ノ下770番1まで	旧	6.0から 8.0まで	408.0	
		新	11.0から 13.0まで	400.0	

兵庫県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年1月28日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年1月28日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 179号	揖保郡太子町鷗字城山前1009番12から たつの市誉田町福田字小川原320番2まで	旧	6.0から 31.0まで	616.0	
		新	15.0から 31.0まで	616.0	



兵庫県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和4年1月28日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 宗佐土山線	加古郡稲美町国岡1丁目169番から 同郡同町六分一字舟引695番2まで	旧	6.0から 68.0まで	2,188.0	予定地
	加古郡稲美町国岡1丁目169番から 同郡同町六分一字舟引695番2まで	新	6.0から 69.0まで	2,188.0	
	加古郡稲美町国安一丁目62番1から 同郡同町六分一字大池1179番1まで		23.0から 46.0まで	1,022.0	



兵庫県告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
川西市	阪神間都市計画地区計画	舎羅林山地区地区計画



兵庫県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画生産緑地地区	3. 5. 85号東山菊水線
同市	神戸国際港都建設計画道路	
尼崎市	阪神間都市計画生産緑地地区	信和川西ニュータウン地区計画
西宮市	阪神間都市計画生産緑地地区	
宝塚市	阪神間都市計画生産緑地地区	
川西市	阪神間都市計画用途地域	
同市	阪神間都市計画地区計画	
同市	阪神間都市計画生産緑地地区	
同市	阪神間都市計画公園	
小野市	東播都市計画下水道	2. 2. 7067号長尾風の丘公園ほか7公園 小野市公共下水道



兵庫県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画公園事業
5. 5. 303号 西宮浜総合公園
- 3 事業施行期間
平成28年8月23日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年1月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県本庁舎ほか3庁舎で使用する電気 予定数量8,535,799キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部管理局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年12月22日
- 4 落札者の名称及び住所
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額（税抜）
120,989,339円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年11月9日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年1月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロイヤルホームセンター加古川
所在地 加古川市平岡町一色255番1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山正明
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前
午前9時から午後8時まで
 - イ 変更後
午前6時30分から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前
午前8時30分から午後8時30分まで
 - イ 変更後
午前6時から午後9時30分まで
- 4 変更年月日
令和4年2月1日
- 5 上記3の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山正明
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,076平方メートル
 - (3) 駐車場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
127台
 - (4) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
30台
 - (5) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
90平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
19.8立方メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
出入口4箇所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

令和4年1月11日

7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年1月28日から4月間

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年5月30日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第26号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年1月28日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和4年3月2日（水）から同月9日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

令和4年3月7日（月）から同月9日（水）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和4年3月9日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で50人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継

続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和4年2月1日（火）から同月3日（木）までの間（午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和4年2月9日（水）から同月16日（水）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前10時から午後5時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(ロ) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のイに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のロに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(7) 申込書1通

(8) 指導教育責任者資格者証等の写し

(9) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日の午前9時から午前9時50分までの間に納付するものとする。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 郵送による受講申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年1月28日

契約担当者

兵庫県警察本部長 種 部 滋 康

1 調達内容

(1) 件名

マイクロソフト社警察向け包括ESAライセンスの納入

(2) 納入期限

令和4年4月1日（金）

(3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の業務について総価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 橋本
電話 (078) 341-7441 内線2273

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和4年1月28日（金）から同年2月14日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
毎日午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和4年3月11日（金）午前10時 兵庫県警察本部1階101会議室

- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和4年3月10日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年3月9日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和4年2月14日（月）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

- ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年4月1日（金））までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額及び入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、上記1(1)の件名の総額及び内訳（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者
- (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納品できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Tanebe Shigeyasu, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ
- (2) Nature and quantity of the products to be contracted:
Delivery of "Microsoft ESA (Enterprise Subscription Agreement) Comprehensive Software License for Police"
- (3) Delivery Deadline:
April 1, 2022
- (4) Delivery Place:
Hyogo Prefectural Police HQ and designated places
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 February 14, 2022
- (6) Deadline for tender:
17:00 March 10, 2022 by mail
10:00 March 11, 2022 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:
Mr. Hashimoto, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2273